

青森県報

号外第三十一号

平成二十五年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (病院局) …… 一
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (経営企画室) …… 一
…………… (同) …… 二

規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則 (昭和四十二年四月青森県規則第十三号) の一部を次のように改正する。

第二十五号を第二十六号とし、第十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 病院事業管理者特命補佐

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号) の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「緩和医療科」の下に「腫瘍心療科」を加え、同条第四項中「脳卒中ユニット」を「脳卒中ケアユニット」に改め、同条第六項中「母体・胎児集中治療管理部及び新生児集中治療管理部」を「産科及び新生児科」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 病院局に病院事業管理者特命補佐 (以下「特命補佐」という。) を置く。
2 特命補佐は、管理者から特に命ぜられた事項について管理者を補佐する。

第二十二号第六号から第九号までの規定中「病院局長」の下に「及び特命補佐」を加える。

別表第一中

つくしが丘病院	
診療部	部長、科に部長及び副部长、室に室長及び技師長
看護部	部長、次長、看護班長

を

つくしが丘病院	
診療部	部長、科に部長及び副部长、室に室長及び技師長
看護部	部長、次長、看護班長
医療管理監	

に

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「管理栄養士、臨床工学技士」を「臨床心理士、精神保健福祉士、管理栄養士、臨床工学技士」に、「管理栄養士等」を「臨床心理士等」に改め、同条第二項中「管理栄養士等」を「臨床心理士等」に改める。

第十条第二項第五号中「母胎・胎児集中治療管理部」を「産科」に改め、同項第六号中「新生児集中治療管理部」を「新生児科」に改める。

別表第二の病院局医療職給料表（一）級別標準職務表中

三級	4 3 2 1	つくしが丘病院の院長の職務 中央病院のセンター長の職務 中央病院の診療部門長の職務 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
四級	4 3 2 1	中央病院の院長の職務 中央病院の副院長の職務 中央病院の医療管理監の職務 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

を

三級	3 2 1	中央病院のセンター長の職務 中央病院の診療部門長の職務 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
四級	4 3 2 1	院長の職務 中央病院の副院長の職務 医療管理監の職務 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

に改

改める。

別表第三のイの表を同表のウの表とし、同表のアの表を同表のイの表とし、同表の前に次の一表を加える。

ア 病院局行政職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
臨床心理士 精神保健福祉士	大学卒	○						
		三	三	四	四	二	二	三

別表第四のイの表を同表のウの表とし、同表のアの表を同表のイの表とし、同表の前に次の一表を加える。

ア 病院局行政職給料表初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
臨床心理士 精神保健福祉士	大学卒	一級二五号給

別表第五の病院局医療職給料表(一)の給料表が適用される職員の中で

中央病院副院長 中央病院医療管理監	三類
つくしが丘病院長	四類

を

病院事業管理者特命補佐 つくしが丘病院長 中央病院副院長 医療管理監	三類
---	----

に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭